

明治用水頭首工地区  
明治用水頭首工觀測調查業務

特別仕様書

東海農政局 矢作川総合第二農地防災事業所

項目	内容	備考
第1章 総則 (適用範用)		
第1－1条  (目的)	<p>本業務の施行にあたっては、農林水産省 農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「設計業務共通仕様書」という。)、「測量業務共通仕様書」(以下「測量業務共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>	
第1－2条  (場所)	<p>本業務は、土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）明治用水頭首工地区の一環として、河川・地下水位測定及び堰柱の傾斜測定を実施し、当該測定データの整理等を行うものである。</p>	
第1－3条  (業務の概要)	<p>本業務の実施位置は、明治用水頭首工（愛知県豊田市室町・水源町地先）であり、別添の位置図に示すとおりである。</p>	
第1－4条  (一般事項)	<p>本業務の概要は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 業務準備</li> <li>2. 測定等</li> <li>3. 測定結果の整理</li> <li>4. 点検とりまとめ</li> <li>5. 公開用成果品の作成</li> </ol>	
第1－5条  (履行確実性評価の達成状況の確認)	<p>業務請負契約書及び測量業務共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡・調整を行い、作業の円滑な進捗を図るものとする。</p> <p>(2) 作業実施のための土地の立入り等は、測量業務共通仕様書第16条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。</p> <p>(3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。</p>	
第1－6条	<p>本業務の受注に当たり、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時までに提出されない場合には、以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳しく反映させるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合</li> <li>② 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額を下回った場合</li> <li>③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合</li> <li>④ 業務成果品のミス、不備 等</li> </ul>	

項目	内容	備考												
(保険加入) 第1－7条	受注者は、測量業務共通仕様書第38条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。													
(配置技術者の確認) 第1－8条	<p>測量業務共通仕様書第11条における業務組織計画の作成及び測量業務共通仕様書第12条に基づき、技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する業務分担を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、上記計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。</p>													
第2章 作業条件 (作業条件) 第2－1条	<p>本業務の実施に際しては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。</p> <p>(1) 調査の実施に当たっては、監督職員、明治用水土地改良区及び関連工事の受注者と十分な打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。</p> <p>(2) 本業務において生じた第三者との紛争で、受注者の責に帰する事項は受注者の責任において処理しなければならない。</p>													
(貸与資料) 第2－2条	<p>本業務の貸与資料は次表のとおりとし、これ以外に必要な資料があるときは、監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資料名</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度明治用水頭首工地区 明治用水頭首工観測調査業務</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>令和4年度 矢作川総合第二期地区 明治用水頭首工左右岸魚道遡上調査業務報告書（漏水対策調査編）</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>令和4年度 矢作川総合第二期地区 明治本流（上流部）耐震化対策実施設計その1－1（下流区間）業務</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>令和4年度 矢作川総合第二期地区 明治用水頭首工地質調査ほか業務</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>その他関係資料</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>	資料名	数量	令和5年度明治用水頭首工地区 明治用水頭首工観測調査業務	1式	令和4年度 矢作川総合第二期地区 明治用水頭首工左右岸魚道遡上調査業務報告書（漏水対策調査編）	〃	令和4年度 矢作川総合第二期地区 明治本流（上流部）耐震化対策実施設計その1－1（下流区間）業務	〃	令和4年度 矢作川総合第二期地区 明治用水頭首工地質調査ほか業務	〃	その他関係資料	〃	
資料名	数量													
令和5年度明治用水頭首工地区 明治用水頭首工観測調査業務	1式													
令和4年度 矢作川総合第二期地区 明治用水頭首工左右岸魚道遡上調査業務報告書（漏水対策調査編）	〃													
令和4年度 矢作川総合第二期地区 明治本流（上流部）耐震化対策実施設計その1－1（下流区間）業務	〃													
令和4年度 矢作川総合第二期地区 明治用水頭首工地質調査ほか業務	〃													
その他関係資料	〃													
(関連工事) 第2－3条	本業務と関連する工事は次のとおりであり、監督職員及び関連工事の受注者と連携を密にして、互いに協調の図られた成果としなければならない。													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事・業務名</th> <th>工 期（予定含む）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明治用水頭首工復旧その2工事</td> <td>令和5年8月30日～令和8年3月31日</td> </tr> </tbody> </table>	工事・業務名	工 期（予定含む）	明治用水頭首工復旧その2工事	令和5年8月30日～令和8年3月31日									
工事・業務名	工 期（予定含む）													
明治用水頭首工復旧その2工事	令和5年8月30日～令和8年3月31日													
(貸与資料の取扱い) 第2－4条	<p>第2-2条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、または解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 貸与資料は原則として、初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括して返納しなければならない。</p>													

項目	内容	備考
第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3－1条  (作業の留意事項) 第3－2条	<p>本業務における作業項目及び数量は、別紙の「作業項目内訳表」に示すとおりである。</p> <p>本業務の実施に当たって、特に留意する点は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 水位計（3台）は、前年度までに現地に設置済であり、受注者は、貸与された機器を使用して測定するものとする。</p> <p>(2) 傾斜計（4台）は、前年度までに現地に設置済であり、契約の締結後、測定機器のリース契約を行い、継続的に測定するものとし、安定的かつ正確に測定できるよう保守管理を行うものとする。なお、機器仕様は次のとおりである。</p> <p>○傾斜計（メーカー名：OSMOS TECHNOLOGY）</p> <p>（機器本体）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①測定範囲：<math>\pm 15^\circ</math></li> <li>②解像度：<math>0.009^\circ</math></li> <li>③測定周波数：10Hz</li> <li>④送信電力：10mW</li> <li>⑤受信感度：100dBm</li> <li>⑥動作温度範囲：<math>-10^\circ\text{C} \sim 40^\circ\text{C}</math></li> <li>⑦ 電源：バッテリー駆動</li> </ul> <p>（無線モデム）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①測送信電力：10mW</li> <li>②無線周波数：920MHz</li> <li>③受信感度：<math>-100\text{dBm}</math></li> <li>④電源：バッテリー駆動</li> </ul> <p>(3) 水位計及び傾斜計の測定結果は、遠隔地から Web ブラウザによるリアルタイム監視ができるようにするものとする（情報端末（PC、スマートフォン）により閲覧できるようにする）。また、傾斜計は、あらかじめ設定した閾値（警報値）を超えた際には通知（メール配信）されるようにするものとする。</p>	

項目	内容			備考																									
(管理技術者) 第3－3条	<p>(1) 管理技術者は、設計業務共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る本業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">技術士</td> <td rowspan="5">総合技術監理</td> <td>農業 - 農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>農業 - 農業土木</td> </tr> <tr> <td>農業 - 農村地域・資源計画</td> </tr> <tr> <td>農業 - 農村環境</td> </tr> <tr> <td>建設 - 河川、砂防及び海岸・海洋</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">農業</td> <td>農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>農業土木</td> </tr> <tr> <td>農業 - 農村地域・資源計画</td> </tr> <tr> <td>農業 - 農村環境</td> </tr> <tr> <td>建設</td> <td>河川、砂防及び海岸・海洋</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>農学</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">RCCM</td> <td>農業土木</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>河川、砂防及び海岸・海洋</td> <td>一</td> </tr> </tbody> </table>			資格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業 - 農業農村工学	農業 - 農業土木	農業 - 農村地域・資源計画	農業 - 農村環境	建設 - 河川、砂防及び海岸・海洋	農業	農業農村工学	農業土木	農業 - 農村地域・資源計画	農業 - 農村環境	建設	河川、砂防及び海岸・海洋	博士	農学	一	RCCM	農業土木	一	河川、砂防及び海岸・海洋	一	
資格	技術部門	選択科目																											
技術士	総合技術監理	農業 - 農業農村工学																											
		農業 - 農業土木																											
		農業 - 農村地域・資源計画																											
		農業 - 農村環境																											
		建設 - 河川、砂防及び海岸・海洋																											
農業	農業農村工学																												
	農業土木																												
	農業 - 農村地域・資源計画																												
	農業 - 農村環境																												
建設	河川、砂防及び海岸・海洋																												
博士	農学	一																											
RCCM	農業土木	一																											
	河川、砂防及び海岸・海洋	一																											
(業務写真における 黒板情報の電子化) 第3－4条	<p>(2) 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際しては現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。</p> <p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(5)によりこれを実施するものとする。</p> <p>(1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、「電子政府における調達のために参考すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。</p> <p>(2) 機器等の導入      ① 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。      ② 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い      ① 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいものとする。      ② 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、(3)①に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。      ③ 黒板情報の電子化を行う場合、従来型の黒板写真を撮影する必要はない。</p> <p>(4) 写真的納品 受注者は、(3)③に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時にURL(<a href="http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html">http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html</a>)のチェックシステム(信憑性チ</p>																												

項目	内容	備考
(貸与品) 第3－5条	<p>エックツール) を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(5) 費用 機器等の導入費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。</p> <p>貸与する水位計及び機器仕様等は、次のとおりである。</p> <p>(1) 水位計：1台（設置地点：河川水位（左岸上流部） (メーカー名：(株) オサシ・テクノス)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 名称：ICT-01・02 インターネット水位計</li> <li>② センサ電源：DC4V±1V</li> <li>③ 測定精度：±0.1%FS</li> <li>④ 測定周期：1秒毎</li> <li>⑤ 動作温度範囲：-20～+55°C</li> <li>⑥ 電源：左岸取水ゲート機側操作盤</li> <li>⑦ 通信：データロガ本体にWEBサーバを装備</li> </ul> <p>(2) 水位計：2台（設置地点：河川水位（右岸下流部）、 ボーリング孔内（P2-P3 上流） (メーカー名：(株) オサシ・テクノス)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 名称：OSNET 水位データ集録装置（NetLG-001）</li> <li>② センサ電源：DC3.75±1%</li> <li>③ 測定精度：±0.1%FS</li> <li>④ 測定周期：10分</li> <li>⑤ 動作温度範囲：-20～+55°C</li> <li>⑥ 電源：太陽電池パネル 39W</li> <li>⑦ 通信：パケット通信機 Net MAIL 1台</li> </ul>	
第4章 打合せ (打合せ) 第4－1条	<p>測量業務共通仕様書第10条による打合せは、主として次の段階で行うものとする。なお、初回・最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初回 作業着手の段階 中間 中間打合せ（令和7年8月を想定） 最終回 報告書原稿（案）の作成段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし変更の対象としない。その際、管理技術者は測量業務共通仕様書第11条に定める業務計画書に基づく業務工程表等に管理状況を報告しなければならない。</p>	
第5章 成果物 (成果物) 第5－1条	<p>成果物を測量業務共通仕様書第18条に基づき作成し次のものを提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 成果物の電子媒体（CD-R又はDVD-R） 正副2部</li> <li>2. 成果物及び成果物の概要版の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)</li> </ol>	

項目	内容	備考
(公開用成果物) 第5－2条	成果物の作成において、監督職員との打合せに基づき、個人情報等の公開すべきではない情報にマスキング等の措置を行い、別途、電子媒体（CD-R 又はDVD-R）による公開用成果物（案）としてとりまとめ1部提出するものとする。	
(成果物の提出先) 第5－3条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県豊田市山之手町五丁目73番地1 山之手ビル6階 東海農政局 矢作川総合第二農地防災事業所 明治用水頭首工復旧建設所	
第6章 契約変更 (契約変更) 第6－1条	業務請負契約書第17条から第21条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (4) 履行期間に変更が生じた場合。 (5) その他	
第7章 業務管理 (情報共有システム) 第7－1条	(1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 (2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省HP参照）によるものとする。 (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用に当たっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。	
第8章 定めなき事項 (定めなき事項) 第8－1条	この特別仕様書に定めなき事項、または本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

(別紙) 作業項目内訳表

作業項目	作業内容	業務区分
1. 業務準備	調査対象施設や、各測定地点の状況等を踏査するとともに、貸与資料を整理・把握し、業務計画書を作成する。	測量
2. 測定等		
2-1. 河川・地下水位の測定	<p>水位計（貸与品）を用いて、次の地点の河川水位及び地下水位の測定を実施するものとする。</p> <p>(1) 測定地点名 3地点 (水位計)            • 河川水位 (左岸上流部)            • 河川水位 (右岸下流部)            • 地下水位 (ボーリング孔内 P2-P3上流)</p> <p>(2) 測定期間 着手月～令和7年12月31日</p> <p>(3) 測定頻度（測定周期）：            • 河川水位 (左岸上流部) : 1秒毎            • 河川水位 (右岸下流部) : 10分毎            • 地下水位 (ボーリング孔内 P2-P3上流) : 10分毎</p> <p>(4) 発注者への報告方法 次の単位のWebブラウザによるリアルタイム監視。            • Webブラウザ1 : 河川水位 (左岸上流部)            • Webブラウザ2 : 河川水位 (右岸下流部)            地下水位 (ボーリング孔内 P2-P3上流)</p> <p>(5) 水位計撤去 令和8年1月に3地点の水位計（中継器、配線管含む）を撤去する。</p>	測量
2-2. 堤柱の傾斜測定	<p>次の地点の傾斜を傾斜計（各堤柱に2台ずつ）により自動測定を行い、リアルタイム監視を実施するものとする。</p> <p>(1) 測定地点 2地点 堤柱P2、P3</p> <p>(2) 測定期間 着手月～翌9月30日</p> <p>(3) 測定頻度（測定周期） 1秒間に10回測定</p> <p>(4) 発注者への報告方法 Webブラウザによるリアルタイム監視（報告の頻度は1時間平均）。 また、あらかじめ設定した閾値（警報値）を超えた際には、発注者に通知（メール配信）されるようにするものとする。</p>	測量

作業項目	作業内容	業務区分
2-2. 堪柱の傾斜測定	<p>(5) 保守管理 バッテリー（機器本体、無線モデム）を定期的に交換するとともに、傾斜計が安定的かつ正確に測定できるよう、機器の異常または損傷の発見や目視、動作確認等(時間校正、閾値変更含む)の点検を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・P2傾斜計 バッテリー交換(本体) : 5月 (1回) バッテリー交換(通信機器) : 5～9月 (5回) 機器点検 : 4～9月 (6回)</li> <li>・P3傾斜計 バッテリー交換(本体) : 4・7月 (2回) バッテリー交換(通信機器) : 4～9月 (6回) 機器点検 : 4～9月 (6回)</li> </ul> <p>(6) 機器撤去 令和7年10月に2地点（堪柱P2、P3）の傾斜計を撤去する。</p>	測量
3. 測定結果の整理	各測定データを取りまとめるとともに、昨年度の測定データ（貸与資料を参照）も含めて図表等に整理する。また、測定結果から考察を行う。	測量
4. 点検とりまとめ	成果物の点検とりまとめ及び報告書の作成を行う。	測量
5. 公開用成果品の作成	作成した報告書を基に公開用成果品を作成する。	測量